

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	永久選挙人名簿	
行政機関等の名称	三次市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	三次市選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の範囲を確定しておくために、あらかじめ選挙人を登録しておく。	
記録項目	1世帯番号、2宛名番号、3氏名、4生年月日、5性別、6続柄、7世帯主名、8住所、9投票区、10行政区、11班、12異動日、13異動事由、14届出日、15区分、16終了日、17転出先、18登録者区分、19有権者区分、20基準日、21登録日、22一括処理日、23選挙人名簿 名簿番号、24選挙人名簿登録証明書、25証明書番号、26証明書有効期限、27郵便投票証明書、28証明書発行日、29証明書有効期限、30在外登録区分、31重複照会者、32照会結果、33転入元市町村、34転出先市町村	
記録範囲	三次市に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民であり、かつ、引き続き3か月以上三次市の住民基本台帳に記載されている者	
記録情報の収集方法	有権者の申告を待たずに資格を調査、登録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき閲覧申請ができますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局（連絡先0824-62-6195）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	選挙人が選挙人名簿の登録に関して不服があるときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条に基づき、異議の申出ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	